

日本学生支援機構事業の現状と課題

運営評議会資料
(平成27年3月13日開催)



- ◆ 奨学金貸与事業の現状と課題 2
- ◆ 留学生支援事業の現状と課題 19
- ◆ 学生生活支援事業の現状と課題 29

奨学金貸与事業の現状と課題

【1】奨学金制度の意義

1. 奨学金制度

(1) 奨学金の意義

教育の機会均等の確保のために

▶日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

【1】奨学金制度の意義

(2) 機構奨学金の特徴

機構奨学金

・非営利、教育の機会均等

<貸与を受ける者>

○経済的理由により、修学に困難がある優れた学生・生徒本人。

<基準>

○家計(家計支持者の収入・所得金額)、学力、健康、人物

<事業運営>

○国が資金を提供、学校が学力等の審査等の具体的な手続きを実施、日本学生支援機構が総括のうえ回収業務を実施。

○日本学生支援機構における運営経費は国費。

<教育上の効果>

○適格認定等による修学目的のより高いレベルでの実現。

教育ローン(融資)

・営利

<融資を受ける者>

○学生・生徒の保護者等。

<基準>

○一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力

<事業運営>

○金融機関が資金貸付、回収業務を実施。

○運営経費は利子収入等。

<教育上の効果>

—

【2】奨学金の事業規模

事業規模

① 事業予算

事業費に占める返還金の割合が高い

(単位:億円)

区分		平成26年度予算		平成27年度予算案		比較増△減額
事業費総額(A+B)		11,745	-	11,139	-	△ 606
第一種奨学金(無利子貸与)(A)		3,068	(100%)	3,173	(100%)	105
財源	返還金	2,323	(76%)	2,380	(75%)	56
	政府貸付金	744	(24%)	793	(25%)	49
第二種奨学金(有利子貸与)(B)		8,677	(100%)	7,966	(100%)	△ 711
財源	返還金	4,420	(51%)	4,796	(60%)	375
	財政融資資金等	14,498	(167%)	12,760	(160%)	△ 1,737
	財政融資資金等償還金	△ 10,241	(△ 118%)	△ 9,590	(120%)	651

※上表は日本学生支援機構実施分のみ**の**事業費である。高等学校等奨学金事業交付金分は含んでいない。

※四捨五入の都合上、計が一致しないことがある。

<参考>
その他との比較

区分	平成26年度予算	平成27年度予算案	比較増△減額
奨学金事業費	11,745億円	11,139億円	△606億円
国立大学法人運営費交付金	11,130億円	11,009億円	△121億円
私立大学等経常費補助	3,231億円	3,181億円	△50億円

【2】奨学金の事業規模

② 貸与実績

3人に1人が奨学生

平成25年度 貸与人員（学生数との比較）

（単位：人）

区 分	貸与人員 (A)	学生数 (B)	割合 (A/B)	何人に 1人
大学	1,041,214	2,695,782	38.6%	2.6
大学院	78,015	203,903	38.3%	2.6
修士課程	67,293	154,511	43.6%	2.3
博士課程	10,722	49,392	21.7%	4.6
高等専門学校	6,058	54,864	11.0%	9.1
専修学校 (専門課程)	211,691	554,453	38.2%	2.6
合計	1,336,978	3,509,002	38.1%	2.6

<参考>平成20年度

（単位：人）

貸与人員 (A)	学生数 (B)	割合 (A/B)	何人に 1人
867,467	2,687,041	32.3%	3.1
86,825	217,320	40.0%	2.5
72,749	166,076	43.8%	2.3
14,076	51,244	27.5%	3.6
6,655	56,135	11.9%	8.4
145,502	532,571	27.3%	3.7
1,106,449	3,493,067	31.7%	3.2

- (注) 1.貸与人員は、各年度の実績で延べ人数(第一種奨学金・第二種奨学金に係る貸与人員の計)である。
 2.学生数は、各年度の学校基本調査による。ただし、大学院学生数及び専修学校専門課程生徒数は、日本学生支援機構調査による。
 3.大学には短期大学を含む。
 4.大学院修士課程には専門職大学院の課程を含む。
 5.貸与人員には、海外留学奨学金分を含まない。

【3】奨学金の種類

機構奨学金の仕組み

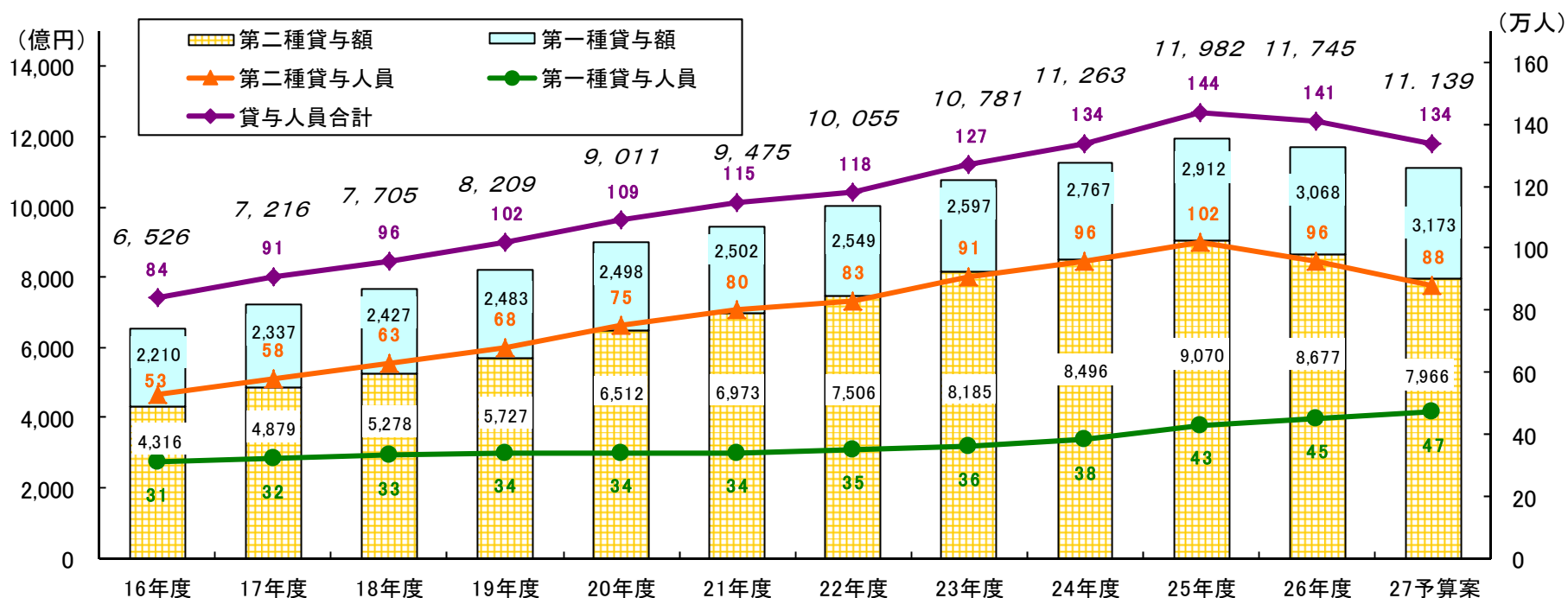
区分	第一種奨学金	第二種奨学金
奨学金の原資	<ul style="list-style-type: none"> ・政府貸付金 ・返還金 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金 ・財投機関債 ・民間金融機関借入金 ・返還金
原資の調達に要する金利	無利子	有利子
貸与を受けた者の金利負担	無利子	有利子(利率は貸与終了時に決定)
機構による金利の上乗せ	—	なし
利子収入の用途	—	原資償還の利息に充当
利子が付かない期間	—	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与中 ・返還猶予中(在学猶予・一般猶予) ※これらの分については国から利子補給 (平成26年度予算 利子補給金123億円)
事業運営経費の負担	国からの運営費交付金 (26年度予算67億円)	

参考(事業の推移)

貸与規模の推移

- ▶ 第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びていたところ、平成26年度以降は、「有利子から無利子へ」の方針の下、無利子奨学金を拡充。
- ▶ 機構設立以降では貸与人員が約1.6倍(平成16年度:84万人→平成27年度:134万人)に拡大している。

【奨学金事業予算の推移】



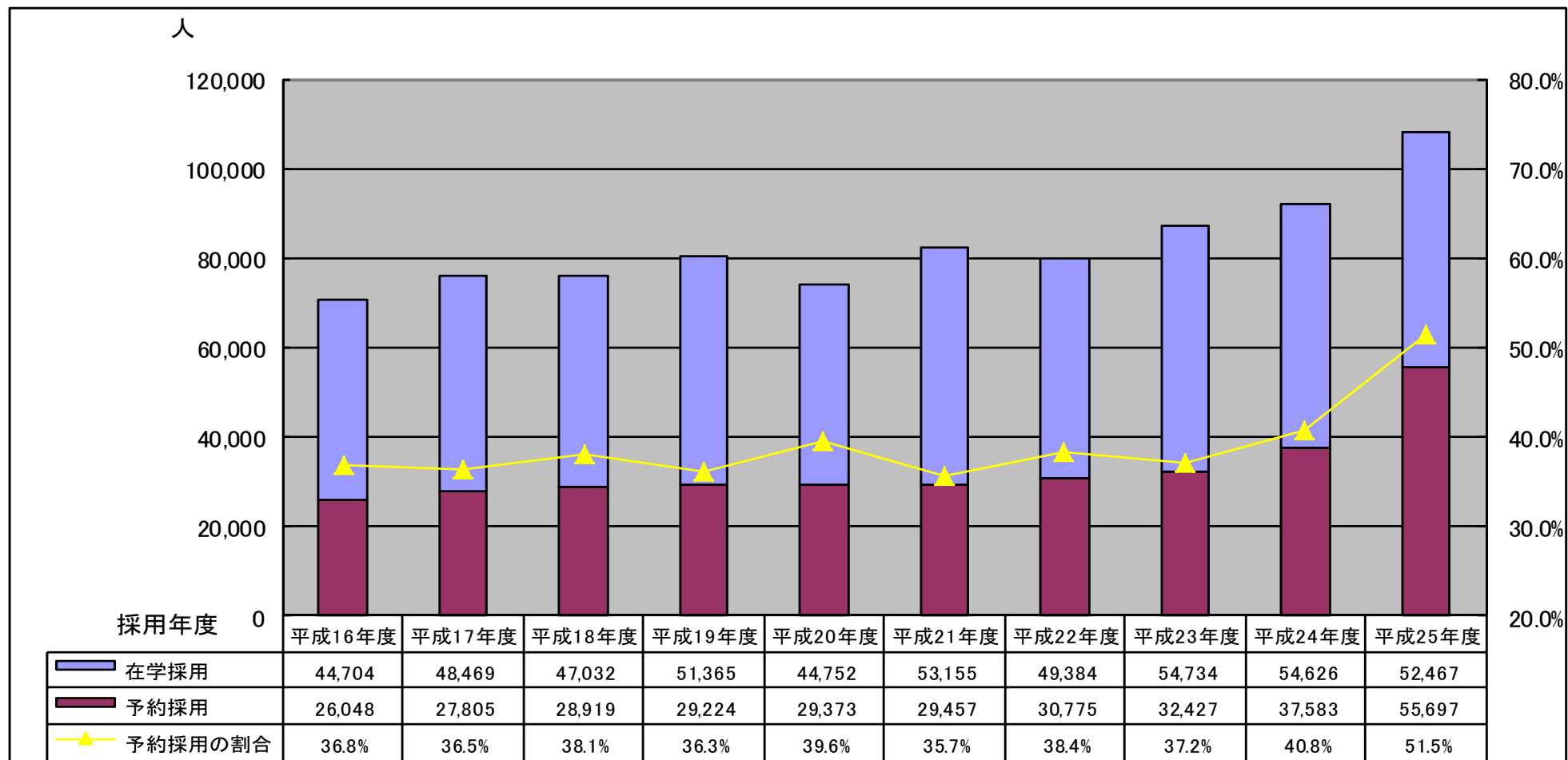
※1 上記は、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の合計であり、高等学校分は含んでいない。

※2 上記は当初予算である。

※3 四捨五入の都合上、計は一致しないことがある。

参考(採用数の推移)

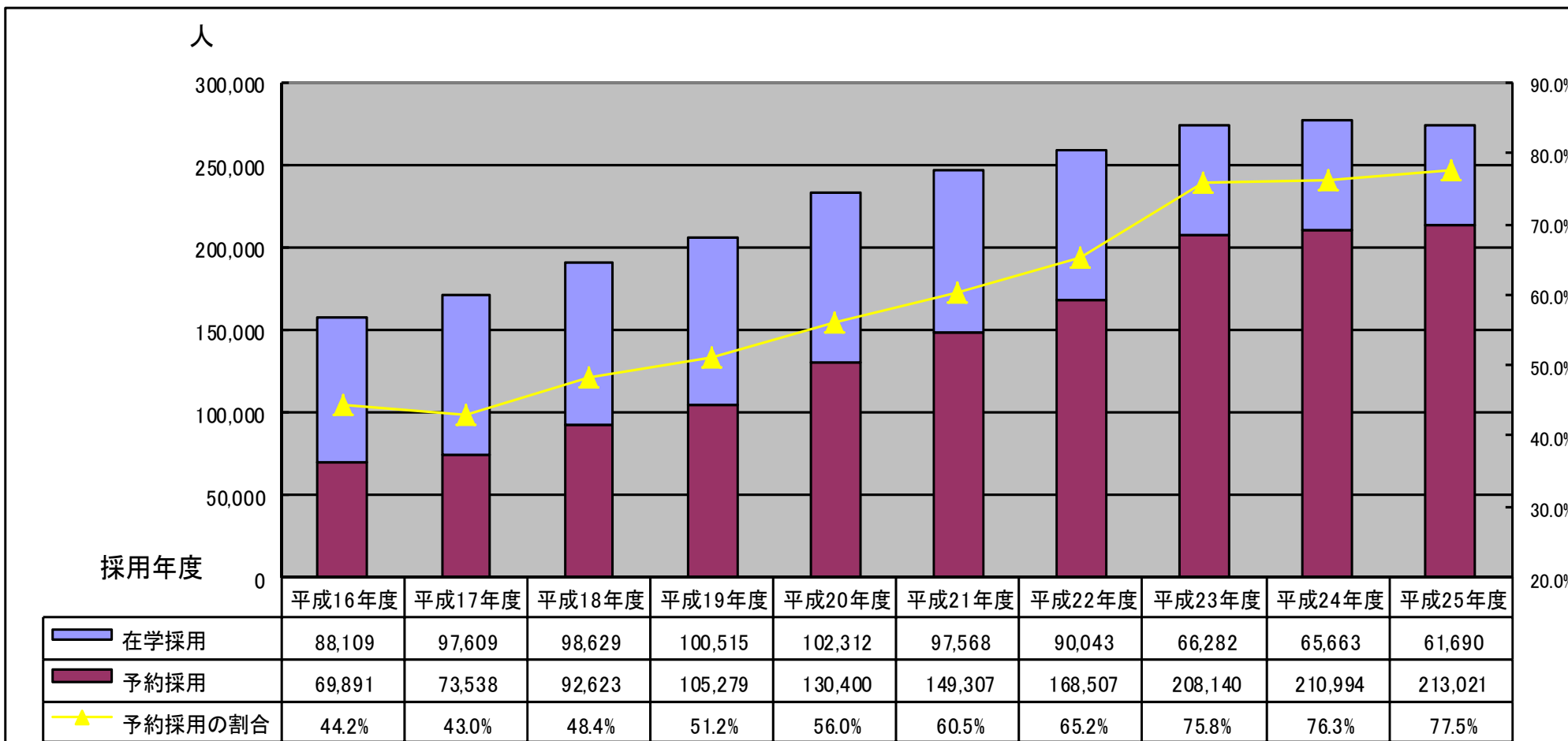
第一種奨学金 採用者数の推移(平成16年度～平成25年度) 【予約採用と在学採用の実績】



(注) 1.上表は、学部、短期大学、専修学校専門課程における採用実績である。
2.在学採用は、定期採用、緊急応急採用の1年生の数で、専攻科を含む。

参考(採用数の推移)

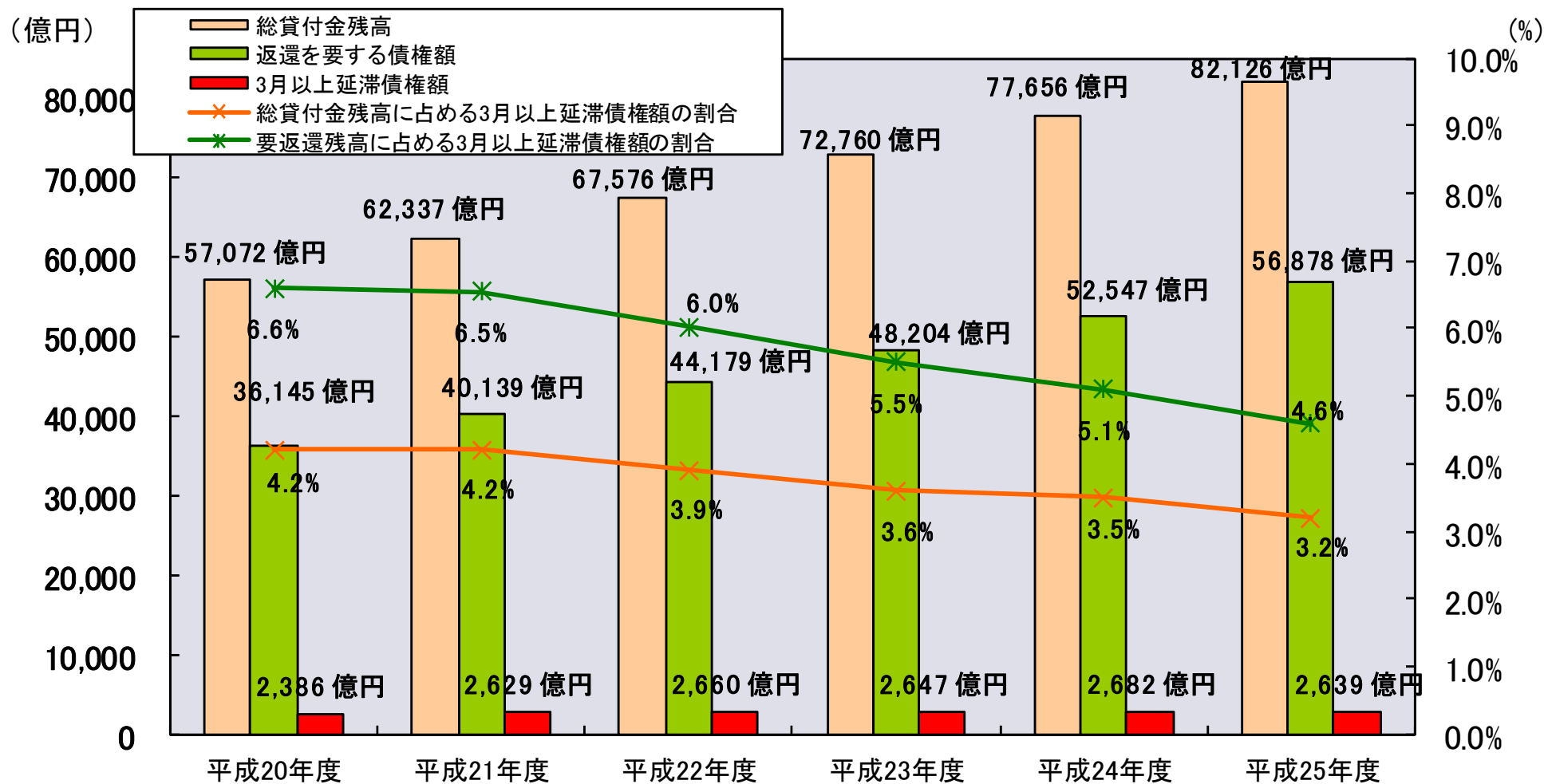
第二種奨学金 採用者数の推移(平成16年度～平成25年度)



(注) 1.上表は、学部、短期大学、専修学校専門課程における採用実績である。
2.在学採用は、定期採用、緊急応急採用の1年生の数で、専攻科を含む。

【4】延滞の状況

総貸付金残高に占める3月以上延滞債権額



【4】延滞の状況

要回収額の構成と回収状況（25年度）

（単位：億円）

区 分		要回収額	回収額	未回収額	回収率
当年度分	期首無延滞債権分 ①	4,239	4,206	34	99.2%
	うち新規返還開始分	228	221	7	97.0%
	期首延滞債権分 ②	444	291	154	65.4%
延滞分 ③		894	125	769	14.0%
計 (①+②+③)		5,578	4,621	957	82.8%

当年度分計 (①+②)	4,684	4,496	188	96.0%
延滞債権分計 (②+③)	1,338	415	923	31.0%

【5】返還が困難な方へのセーフティーネット

減額返還と返還期限猶予

① 制度の説明

■減額返還

災害、傷病、経済困難、失業により毎月約束どおりの返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、本人からの願い出により、当初の割賦金額の1/2に減額して2倍の返還期限で返還するもの。

適用期間は12ヶ月(6ヶ月分の割賦金を12ヶ月で返還)で最長10年(5年分)まで延長可能。

■返還期限猶予

災害又は傷病により返還が困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、本人からの願い出により、その返還の期限を猶予することができる。

[猶予期限]

傷病・生活保護受給中・産休育休中・大学校在学・海外派遣についてはその事由が続いている間

災害は、当該の災害発生から原則として5年が限度。経済困難・入学準備中・失業等の事由による場合は通算10年が限度

◆◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆◆

○給与所得者の場合・・・年間収入金額(税込み)が300万円以下

○給与所得者以外の場合・・・年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下

■在学猶予

大学、大学院、高等専門学校、専修学校(高等課程又は専門課程)に在学している場合、在学している期間は願出により返還期限が猶予されるもの。

■ セーフティーネットの充実【返還制度に係る改正事項(平成26年4月から)】

真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実

1 延滞金の賦課率の引き下げ

平成26年4月以降に発生する延滞金の賦課率を10%から5%に引き下げ。

2 返還期限猶予制度の制限年数の延長

返還期限猶予制度の制限年数を、現行の5年から10年に延長。

3 返還期限猶予制度及び減額返還制度の基準の緩和

現在一律になっている経済困難を事由とする適用年収額を、世帯の構成人員に応じた基準に緩和。

4 延滞者への返還期限猶予の適用

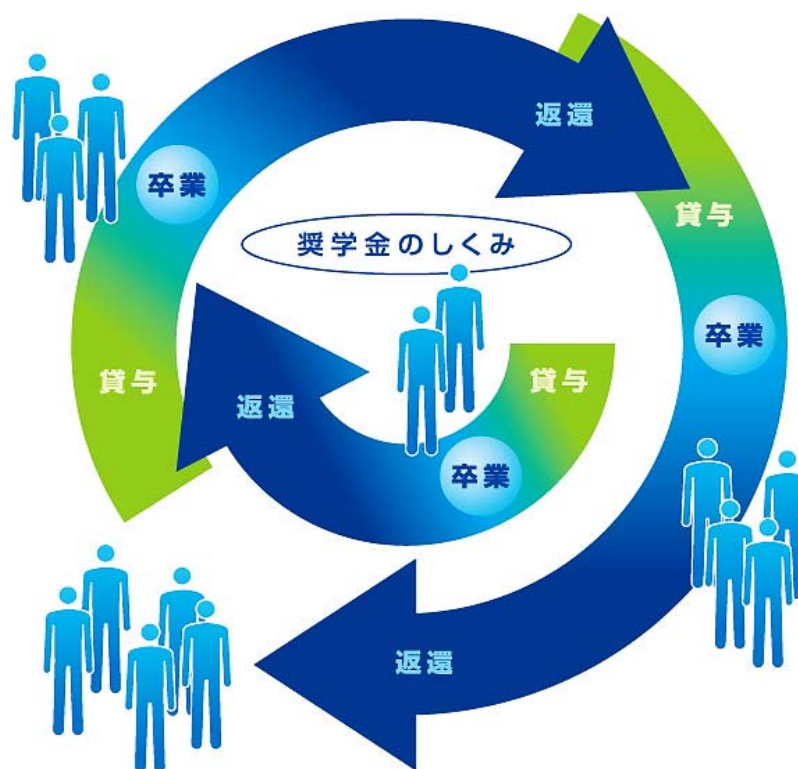
延滞状況に陥っている者について、真に返還困難な場合に返還期限猶予制度を適用し、延滞金支払の負担を軽減。

5 減額返還制度の申込みに係る提出書類の簡素化

平成26年3月以降、貸与終了者及び在学猶予終了者については、初回返還時(最長1年以内)における申込時に限り、収入証明書等の証明書類の提出が不要。

【6】機構奨学金の「返還」の意義

本機構の奨学金制度は、返還していただいたお金を直ちに奨学金として貸与するしくみとなっています。このため、奨学金を必要とするより多くの学生に奨学金を貸与できるよう、返還金の適切な回収に努めています。



(奨学金返還のイメージ)

【7】延滞防止のためこれまでとられてきた措置

延滞解消促進のための措置

- 約束の返還期日を過ぎると返還期日の翌日から延滞している日数に応じ、延滞している割賦金(利息は除く)の額に対し、年5%(返還期日が平成26年3月以前の場合は年10%)で延滞金が賦課される。
⇒ 延滞が解消しない限り延滞金は賦課される。また、延滞期間が長くなると次回以降の返還期日分の割賦金が請求金額に加算されていくため請求金額が更に増える。延滞は早期に解消することが肝要。

① 口座振替不能者等への通知や督促電話

振替不能となった回数に応じた対応

- 1回目～3回目…振替不能通知の送付(本人または預貯金者宛に送付。人的保証の場合は連帯保証人、保証人宛にも督促状を送付)、督促架電の実施(振替不能回数に応じて本人、連帯保証人、保証人のいずれかに)

注：機関保証を選択した返還者の連絡先が不明となった場合、届け出済みの「本人以外の連絡先」に本人の新しい連絡先を照会

② 個人信用情報機関への登録

- 延滞3月(=振替不能が4回目)になった場合、個人信用情報機関に登録
- 延滞1回目～3回目は、各月毎に、個人信用情報機関への登録の予告と延滞解消を求める通知送付
- 住所等の届け出を怠り、通知が届かなかつたことにより延滞状況を知らなかつたとしても、個人信用情報機関への登録は実施(最新の住所を登録するのは返還者の義務)

【7】延滞防止のためこれまでとられてきた措置

③ 債権回収会社(サービサー)への回収業務の委託

- 延滞3月(=振替不能4回目)になった場合、口座振替を中止し、サービサーに回収委託
- サービサーから本人等に対して文書、電話、訪問等により返還の督促

④ 法的処理／代位弁済

- 延滞9月になった場合、回収委託を中止し次のステップに移行
- 人的保証: 法的処理(支払督促申立予告、支払督促申立、強制執行等)に移行
- 機関保証: 期限の利益を剥奪し全額の一括返還請求
返還がない場合は、代位弁済を保証機関に請求
代位弁済実施後、保証機関が本人に対して返還請求(サービサー委託や法的処理も実施)

返還者が行うべき重要事項

- 機構へ最新の住所、電話番号を届け出ること
⇒電話(ナビダイヤル)、郵便、FAX、スカラネット・パーソナルにより届け出可能
- 機構からの文書は必ず開封して内容を確認し、求められている対応をとること
- 留守宅に郵便物等が届く場合⇒家人に必ず本人へ連絡するよう頼むこと
- スカラネット・パーソナルや携帯メルマガに登録し、自身の返還状況の確認や情報入手を行うこと

【8】奨学金制度の今後の課題

■ イ. 基本は給付型への移行

将来の返還する不安のない給付型奨学金制度の構築

□. 当面「所得連動返還型奨学金」と「業績優秀者返還免除制度」の充実で対応

◎平成24年度に導入した「所得連動返還型奨学金」の適切な運営とマイナンバー導入に伴い柔軟な「所得連動返還型奨学金」の導入を目指す。

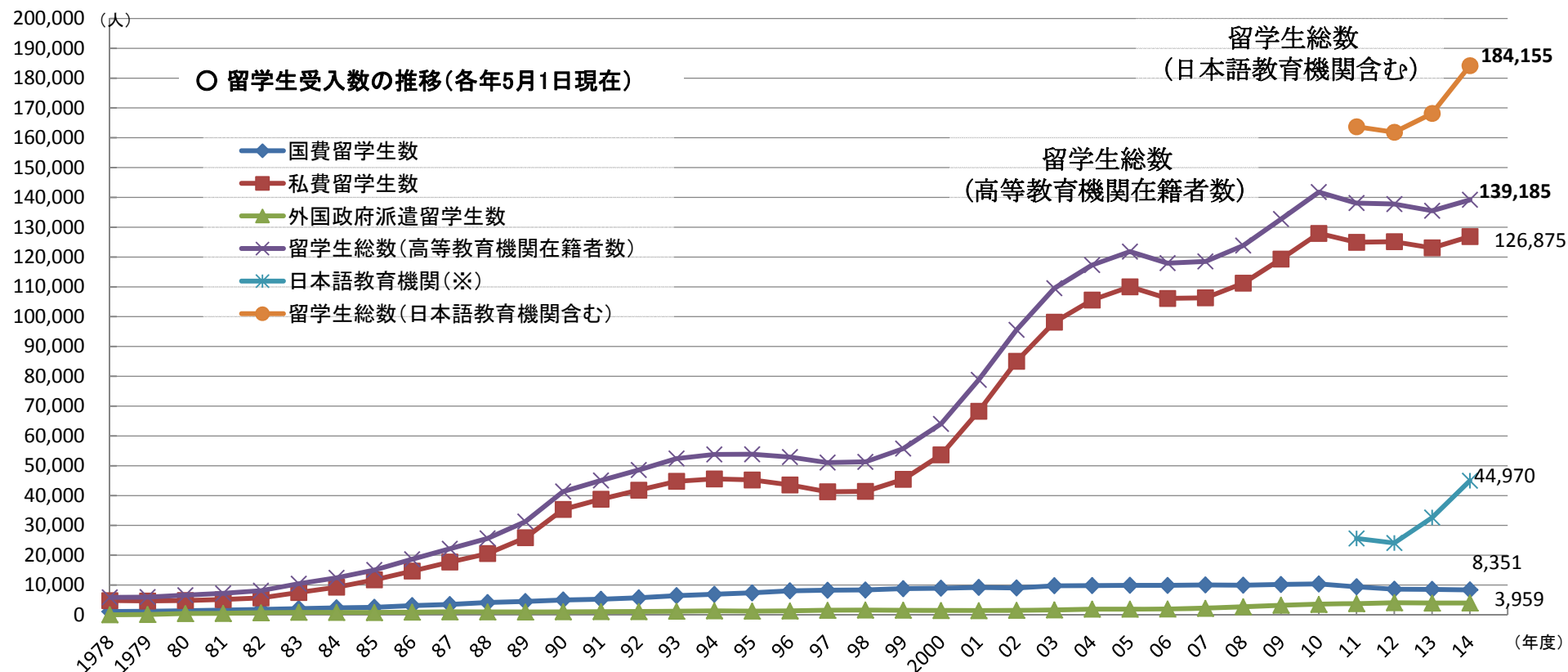
◎進学時に返還免除の候補者として認定できる仕組みを導入する。
(平成27年度は博士課程への進学者を対象)

留学生支援事業の現状と課題

留学生交流の概要

日本留学

・受入れ数は平成23年度から減少傾向にあったが、平成26年度は増加



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めた留学生総数

日本再興戦略(H25,6,14閣議決定)

グローバル化に対応
する人材力の強化

外国人留学生の受入れ 14万人(2012年)

30万人に倍増

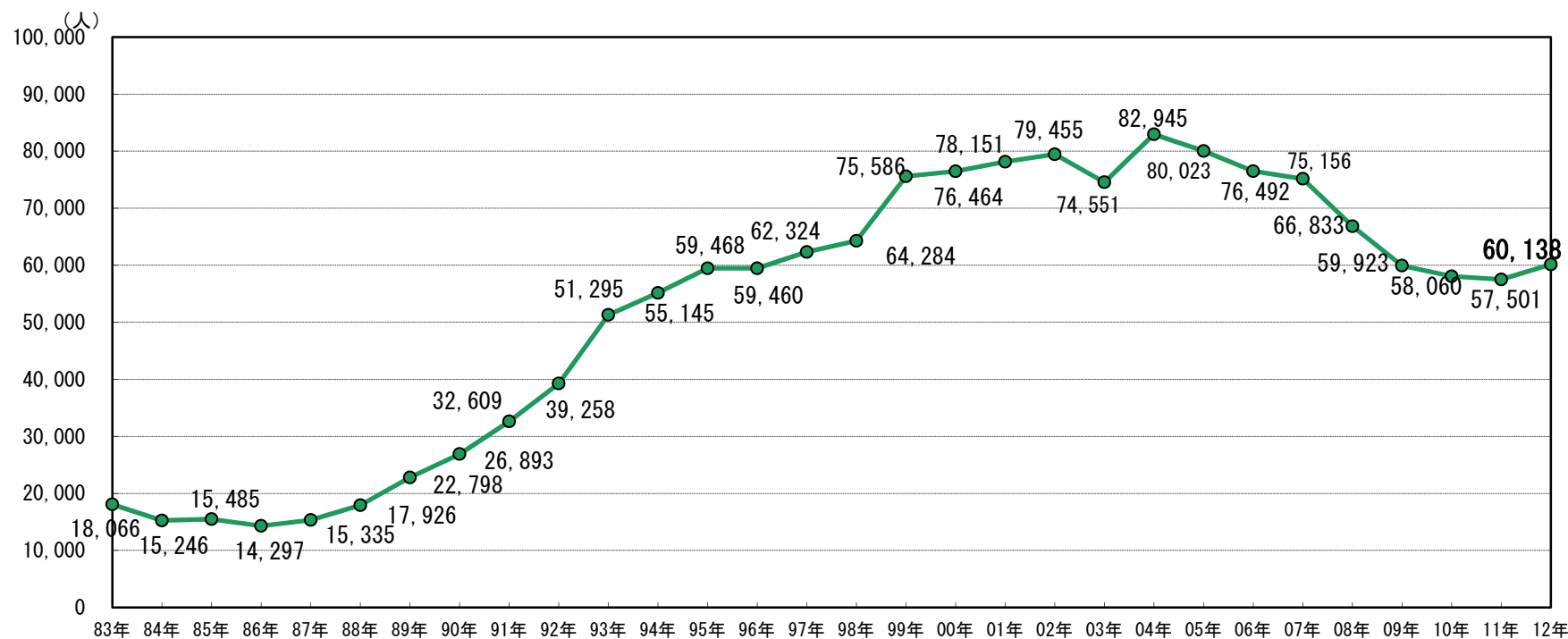
2020年
までに

留学生交流の概要

海外留学

・海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2011年は30%減の5.8万人に減、2012年は増加

○ 日本から海外への留学者数の推移



出典: OECD「Education at a Glance」、IIE(米国)「OPEN DOORS」等

日本再興戦略(H25,6,14閣議決定)

グローバル化に対応
する人材力の強化

海外への大学生等の留学 6万人(2010年)

12万人に倍増

2020年
までに

留学生支援事業の概要（留学前）

外国人学生・日本人学生等への情報提供

日本への留学

- ◆ 「日本留学ポータルサイト
-Gateway to Study in Japan-」(日英中韓)
- ◆ 外国人学生のための進学説明会(東京及び大阪)
- ◆ 日本留学フェア(15か国・地域23都市)、
日本留学説明会(2か国・地域2都市)
- ◆ 他機関主催関連イベント(国際観光博覧会等)への参加
(8か国・地域8都市)
- ◆ 海外事務所(インドネシア、韓国、マレーシア、タイ)
Facebookで現地向けの情報を発信
- ◆ 日本留学促進資料公開拠点(20か国・地域55か所)
- ◆ 各種印刷物(「Student Guide to Japan」(8か国語)、
奨学金パンフレット等)
- ◆ ブラジル政府が推進する「国境なき科学」計画への協力等
(情報提供並びに日本の大学への留学生配置等)

- ◇ ホームページ「海外留学情報」、奨学金検索システム、
ポータルサイト構築(予定)
- ◇ 小冊子「私がつくる海外留学」、奨学金パンフレット
- ◇ 専門調査員による海外教育事情・最新留学情報の収集
- ◇ 海外留学フェア(東京)、テーマ別説明会(国内4都市、年6回程度)
- ◇ 外国政府奨学金募集・選考協力(約30のプログラム)
- ◇ 他機関主催関連イベントへの参加

海外への留学



留学生支援事業の概要（留学前）

日本留学フェア等開催状況

開催国等	都市 / 開催日	参加機関		来場者数	
		H25	H26	H25	H26
北米	サンディエゴ / 5月27-30日	15	13	699	988
台湾	台北 / 7月20日(日)	193	209	3,203	3,048
	高雄 / 7月19日(土)	181	195	1,411	1,637
タイ	バンコク / 8月31日(日)	81	89	2,324	2,909
	チェンマイ / 8月29日(金)	43	48	791	676
韓国	ソウル / 9月14日(日)	176	158	2,125	2,360
	釜山 / 9月13日(土)	161	140	1,430	1,720
欧州	プラハ / 9月17-19日	13	13	543	476
インドネシア	ジャカルタ / 10月19日(日)	68	73	3,170	2,856
	スラバヤ / 10月18日(土)	49	54	1,770	1,682
中国	北京 / 10月25日(土)-26日(日)	37	28	1,822	2,017
	上海 / 11月1日(土)-2日(日)	34	28	1,156	874
ベトナム	ハノイ / 11月15日(土)	154	84	2,100	1,396
	ホーチミン / 11月16日(日)	149	79	2,500	1,265
マレーシア	クアラルンプール / 11月29日(土)-30日(日)	35	43	2,910	3,129

開催国等	都市 / 開催日	参加機関	来場者数
インド	デリー / 8月4日(月)	10	1,400
香港	香港 / 8月23日(土)	11	350
ブラジル	カンピーナス / 9月10日(水)	5	120
	クリチバ / 9月12日(金)	5	500
ミャンマー	ヤンゴン / 9月30日(火)	18	707
バングラデシュ	ダッカ / 11月22日(土)	2	491
	チッタゴン / 11月23日(日)	2	605
ネパール	カトマンズ / 平成27年2月7日(日)	7	-

(日本国内)

開催国等	都市 / 開催日	参加機関		来場者数	
		H25	H26	H25	H26
外国人学生のための 進学説明会	東京 / 7月12日(土)	175	184	2,327	2,536
	大阪 / 7月13日(日)	116	129	1,095	1,313

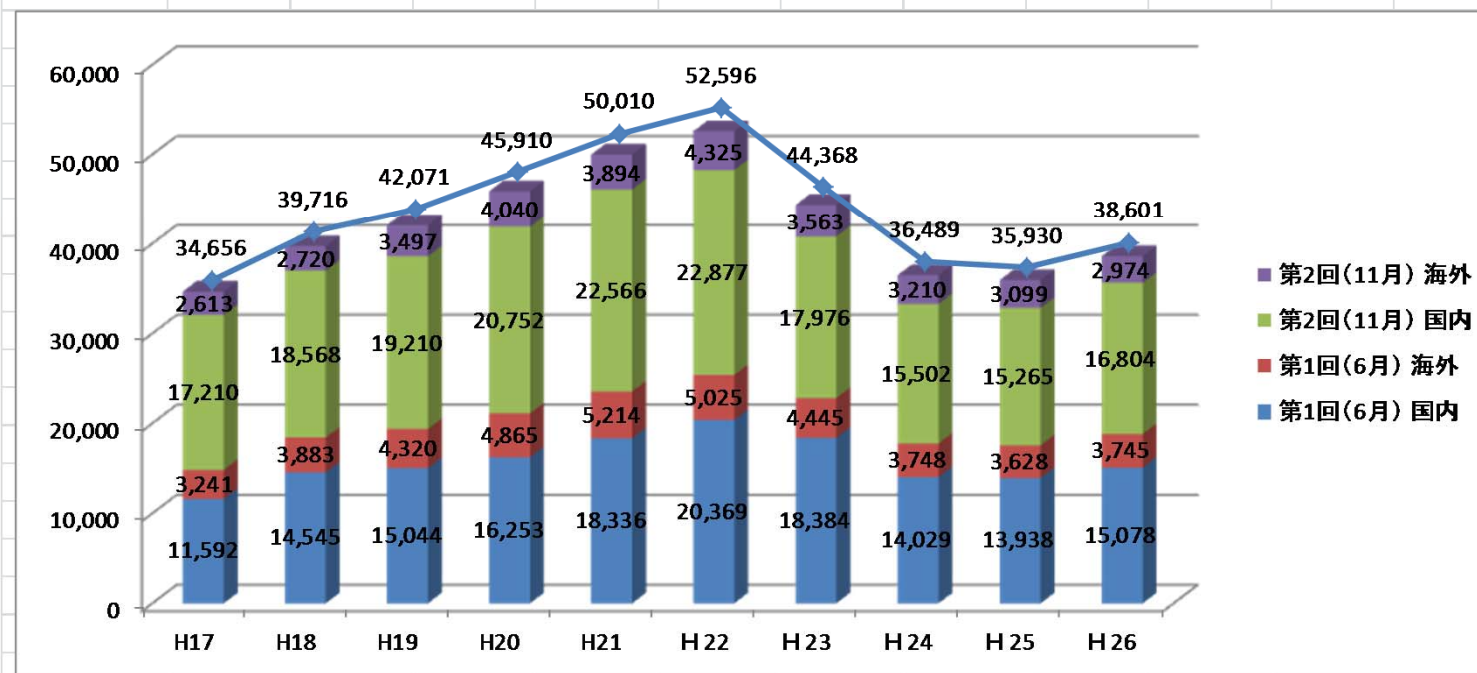
留学生支援事業の概要（留学前）



日本留学試験

渡日前入学許可の推進を目的として年2回（6月・11月）、国内（16都道府県）及び国外（14か国・地域、17都市）において実施

【応募者数推移】		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第1回(6月)	国内	11,592	14,545	15,044	16,253	18,336	20,369	18,384	14,029	13,938	15,078
	海外	3,241	3,883	4,320	4,865	5,214	5,025	4,445	3,748	3,628	3,745
第2回(11月)	国内	17,210	18,568	19,210	20,752	22,566	22,877	17,976	15,502	15,265	16,804
	海外	2,613	2,720	3,497	4,040	3,894	4,325	3,563	3,210	3,099	2,974
応募者合計		34,656	39,716	42,071	45,910	50,010	52,596	44,368	36,489	35,930	38,601



留学生支援事業の概要(留学中・留学後)

奨学金の支給等

文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度

- 私費で日本の大学等に在籍する外国人留学生を支援
 - <給付期間> 1年以内
 - <奨学金(月額)> 大学院レベル: 65,000円 学部レベル: 48,000円
 - <給付実績> 平成25年度: 11,301人(平成24年度: 12,155人)

海外留学支援制度(文部科学省補助金事業)

- 短期受入れ:
 - 大学間交流協定等に基づき、日本へ短期留学する外国人留学生を支援
 - <奨学金(月額)> 80,000円
 - <採用実績> 平成25年度: 122校、363プログラム、5,448人(平成24年度: 8,007人)
- 短期派遣:
 - 大学間交流協定等に基づき、諸外国へ短期留学する日本人学生を支援
 - <奨学金(月額)> 60,000円~100,000円(留学先によって異なる)
 - <採用実績> 平成25年度: 192校、647プログラム、9,593人(平成24年度: 15,379人)
- 長期派遣:
 - 諸外国の大学で修士・博士の学位を取得するために留学する日本人学生等を支援
 - <奨学金(月額)> 89,000円~148,000円(留学先によって異なる)
 - <授業料> 実費額(年間2,500,000円を上限)
 - <採用実績> 平成25年度新規採用: 43人(平成24年度: 91人)
平成25年度継続支援: 126人(平成24年度: 87人)

国費外国人留学生等への奨学金支給等

- 国費外国人留学生への給与(奨学金)支給業務を実施
- 文部科学省及び韓国教育科学技術部が共同で選抜した韓国人留学生(理工系)に対し、奨学金支給業務を実施

国費外国人留学生の審査事務

- 国費外国人留学生の選考における審査事務業務を実施

留学生宿舍支援事業

●国際交流会館等留学生宿舍の運営

- ・留学生30万人計画の実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書(H26.7.31)「『国際交流』の拠点としての機能を最大限発揮させ、活用していくことが求められる。特に、東京国際交流館と兵庫国際交流会館については、その機能を存分に生かし、国として整備すべき国際交流の拠点として活用すべきである。」
- ・東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流拠点としての活用 並びに残る4会館の売却の方針決定(H26.8.29)

国際シンポジウム等を実施するなど国際交流の拠点としても活用

●留学生のための借り上げ宿舍を有する大学等への支援

- <交付実績> 平成25年度: ①1,972戸(単身用1,966戸、世帯用6戸)
②62戸(単身用62戸) ③192世帯
(平成24年度: ①1,714戸(単身用1,710戸、世帯用4戸)
②105戸(単身用105戸) ③174世帯)

- ※ ①は文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援
- ②は留学生交流支援制度(短期受入れ)支援
(平成24年度は「留学生交流支援制度(ショートステイ)支援として実施)
- ③はホームステイ支援

その他事業

- 留学生交流
 - ・国際交流会館等を中心として留学生と地域等との交流を推進
- 留学生のフォローアップ
 - ・日本での就職を希望する外国人留学生のための就職活動支援
 - ・外国へ帰国した元留学生に対する指導教官の派遣等
- 各種調査
 - ・外国人留学生在籍状況調査
 - ・海外高等教育機関調査 など

留学生支援の量的・質的拡充・改善

- ・留学生数倍増に向けた機構の役割の明確化と担当事業の着実な遂行
- ・SNSの活用、HPの充実、大学等関係機関の海外支援展開への協力・連携等による情報発信機能の強化並びに留学情報提供の充実
- ・日本留学試験の大学等の利用促進と受験者層拡大への方策
- ・留学のための奨学金の充実
- ・宿舎支援の充実並びに東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流拠点としての更なる活用
- ・外国人留学生に対する卒業・修了後の支援の充実



グローバル人材育成事業の概要

グローバル人材育成コミュニティの形成

現状・課題

●海外拠点を持つ企業の7割以上※にとって、グローバル化を推進する国内人材の確保・育成は大きな課題

(※ 出典：経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(2010年3月))

●諸外国が海外留学生数を伸ばす中、日本人の海外留学生数は2004年以降減少傾向 2004年から2010年で24,885人減少(約▲30%)

目標

日本人留学生倍増
2010 2020

大学生等 6万人 → 12万人
高校生 3万人 → 6万人

目指すべき姿

- 産業界を中心に社会で求められる人材の育成
- 世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材の育成

国(日本学生支援機構)、民間、大学が一丸となって我が国のグローバル人材を育成

- 国(日本学生支援機構)、支援企業・団体、大学等が協働で選考を実施
- インターンシップ等実践活動を含む留学計画
- SNSによる派遣留学生等のコミュニティを創設し、国(日本学生支援機構)、支援企業・団体、大学等がそれを活用

学生等の成長プロセス

留学目的の明確化

- ・選抜による意欲の喚起
- ・留学目的が明確になることにより、将来の具体的なキャリアプランを描く

多様な留学経験

- ・明確な目的を持った意欲のある学生が立案した多様な留学を支援し、大きな成果を得る
- ・インターンシップ等留学後に活かせる多様な経験を積む

留学成果の定着等

- ・派遣留学生が意見交換を行う交流会や、成果発表会等を通じ、留学の成果を真に身に付ける
- ・インターンシップや企業との設定を通じ、自身のキャリアを考える。

選抜

成績優秀者だけでなく、高い意志と強い意欲がある学生等を選抜

- 成績要件の非設定
- 実践活動を含む多様な留学計画、面接による選考

・選考委員

事前研修

行っただけに終わらない留学目的の明確化

- 海外経験の意義醸成
- 日本の文化や現状の理解
- 留学計画の改善

・講演者等の派遣など研修プログラムへの協力

留学時の奨学金支給

国費及び民間資金により奨学金を支給。
民間視点での支援メニューにより多様な学生を支援。

【国費による支援】

平成27年度予定額95億円(JASSO91億円)

大学生等：20,250人 → 22,270人(JASSO)
高校生：1,600人 → 1,600人

・奨学金による支援
・留学プログラムの評価等

・民間視点での支援
コースの実施

事後研修

留学を真に血肉とするために欠かせないフォローアップを実施

- 体験の振り返り
- 今後の学生生活への接続

・講演者等の講師など研修プログラムへの協力

派遣留学生ネットワーク

派遣留学生の帰国後のネットワークの構築

- 大学等における留学説明会・報告会の自主開催
- 交流会の開催
- 専用SNSによるコミュニケーション機会の提供

・派遣留学生の留学前から留学後の成長の把握

支援企業・団体の役割等

企業ニーズに沿った優秀な学生等を選抜するため(希望に応じ)選考への参加

社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用することで研鑽の場にも

【民間資金による支援コース】2020年までの7年間で10,000人を派遣

自然科学系分野、複合・融合系分野
人文・社会科学系分野(新興国派遣、世界トップレベル大学等派遣)

多様性人材
地域人材
高校生(アカデミック分野、スポーツ・芸術分野、プロフェッショナル分野、国際ボランティア分野)

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用することで研鑽の場にも

講演やインターンシップ等を通じてグローバル人材育成を支援

グローバル人材となつて
実社会へ!

日本語教育センターの現状と課題

外国人留学生への日本語教育

■概要

・高等教育機関に進学を希望する留学生を対象とした日本語予備教育を行っている文部科学大臣指定の準備教育機関(※)

(※中等教育の課程修了まで12年を要しない国からの留学生が日本の大学等への入学資格を得るための課程を開設している機関)

・国費留学生や中東等からの政府派遣生の積極的な受け入れと日本の外交政策に対応した運営を実施

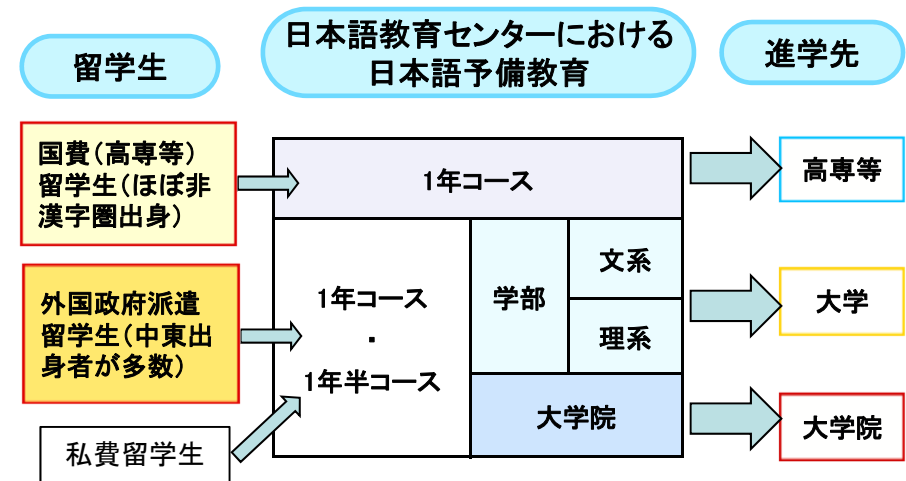
・留学生及び派遣国の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育の実践

■特色

- ・国費高専生に対し理系基礎科目や実験に重点を置いた教育を実践
- ・中東・アジア出身等の政府派遣留学生に対しては、母国の文化、教育事情に配慮した教育指導に加え、生活面も指導
- ・国内で数少ない大学院進学課程では、受験と進学後を見据えた指導を実施
- ・病院への付き添いや寮の設置等により留学生の生活をトータルでサポート
- ・地域の学校等との交流等、日本人との交流の機会を多数提供

■課題

- ・モデルとなるべきカリキュラム・教材の開発
- ・非漢字圏出身の学生に配慮した教材、指導方法の改善
- ・外国政府派遣生の中でも特にアラビア人学生向けの教材、指導方法の改善
- ・東京校・大阪校の連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施の推進 (教職員間の相互交流の推進)



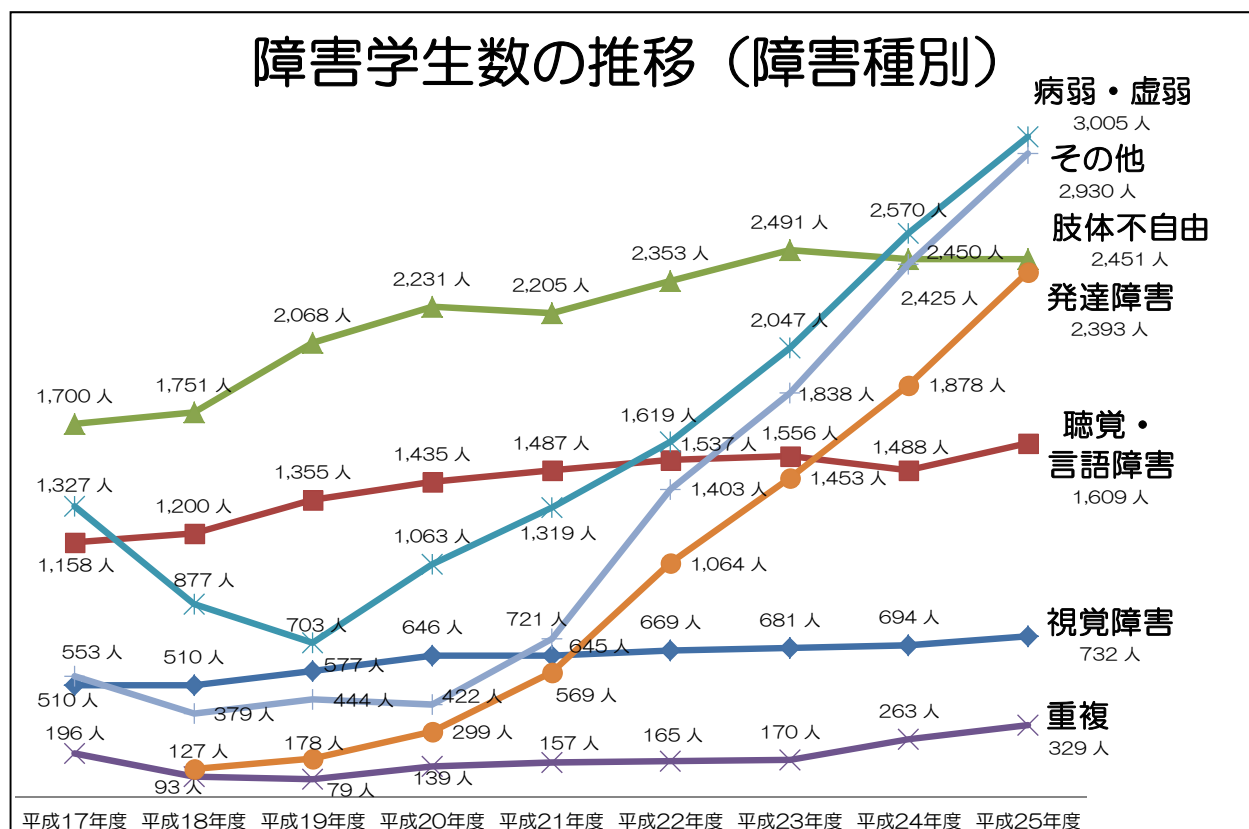
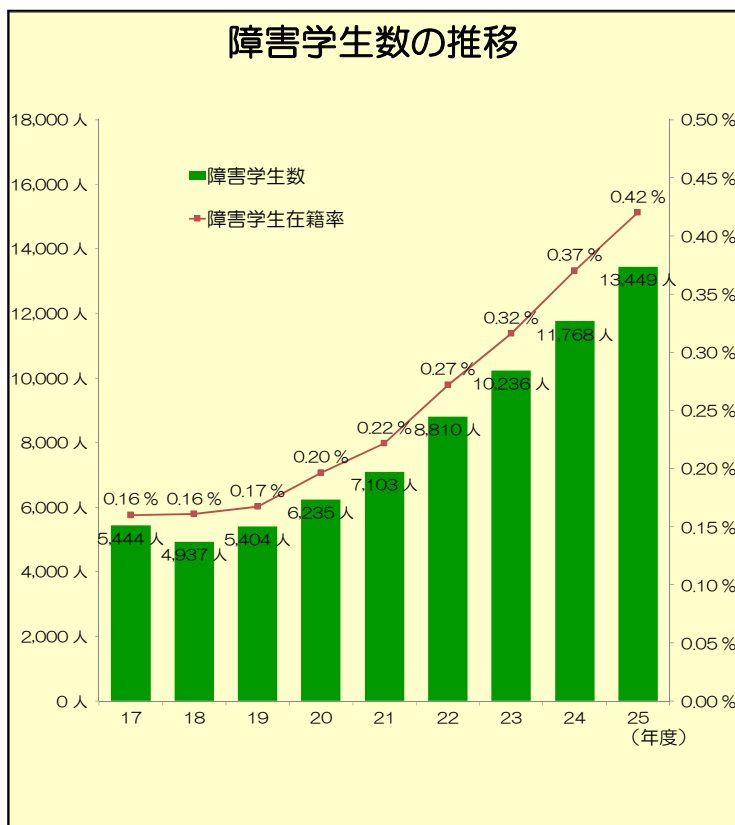
・平成26年度受入人数
東京:222人 大阪:140人 合計:362人

学生生活支援事業の現状と課題

平成26年度学生生活支援事業について(1)

障害のある学生等の修学支援について

- ・平成25年度の障害学生数は13,449人(前年度比1,681人増)で全体の0.42% (米国：約10.8%、英国：約3%、アイルランド：約6%)。在籍学校数は811校(前年度比18校増)で全体の68.2%となっている。
- ・発達障害(特に高機能自閉症)、病弱・虚弱、精神疾患、精神障害の学生が急増している。



出典：平成25年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査

平成26年度学生生活支援事業について(1)

障害者差別解消法のH28施行に備えて大多数の大学等の体制整備が急務

障害学生支援

障害学生修学支援

専門部署設置率 8.5%

支援障害学生在籍学校

11人以上 : 12.8%
2~10人 : 29.2%
0~1人 : 58.0%
(0人: 44.2%、1人: 13.8%)

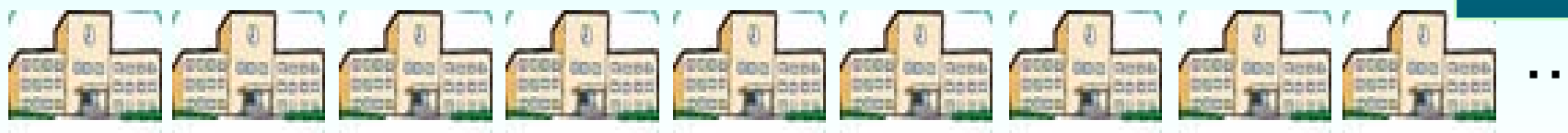
支援体制が整備されている大学等



支援体制整備が不十分な大学等



支援体制が未整備の大学等



大多数

底上げが必要

平成26年度学生生活支援事業について(1)

障害のある学生等に対する支援事業

- 障害のある学生等に対する支援事業については「障害学生支援委員会」において審議
- (※) の調査・事業については、それぞれの協力者会議において企画・実施

<課題> 障害者差別解消法の合理的配慮規定等の施行が平成28年4月に迫っている中で、大学等の体制整備が急務であり、全体的な底上げが必要。

障害のある学生の修学支援に関する実態調査 (※)

- ☆実態調査項目を充実。新たに分析を実施。
- ☆各大学等の配慮事例も収集。
- ★平成27年3月公表予定

障害学生支援ワークショップ

1回(8月)

- 目的：障害学生支援を担当するコーディネーター等が個別事例について検討。課題解決のための意見交換を行う。
- 対象：障害学生支援に専門的に携わる教職員(コーディネーター等)

全国障害学生支援セミナー

体制整備支援セミナー

2回(11月)

- 目的：障害者差別解消法の合理的配慮規定等の施行に備え、各大学等の対応について理解促進・普及啓発を図る。
- 対象：障害学生支援の体制整備を図る大学等の管理者・実務担当者

専門テーマ別セミナー

7回(11~12月)

- 目的：専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を実施。(例：発達障害、就活等)
- 対象：大学等の実務担当者

障害学生支援実務者育成研修会 (※)

- 目的：講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成。

基礎プログラム

2回(8月)

- ※基本的な知識の修得や対応の向上等を図る。

応用プログラム

1回(9月と12月に分けて実施)

- ※障害学生支援を担当する教職員個々の専門的知識の向上や実践面の向上を図る。

平成26年度学生生活支援事業について(1)

教職員のための障害学生修学支援ガイド（改訂版）の刊行（※）

☆障害のある学生への支援に必要な情報を掲載し、大学等の教職員へ提供。

【主な改訂】

- ・ 全ての障害種において最新の情報に更新
- ・ 近年、増加が顕著な「精神障害」について、これまでの参考情報から新たに章立て
- ・ 障害学生支援に具体的にどのように取り組めば良いか参考となるよう配慮事例を障害種別に掲載

★平成27年3月刊行予定

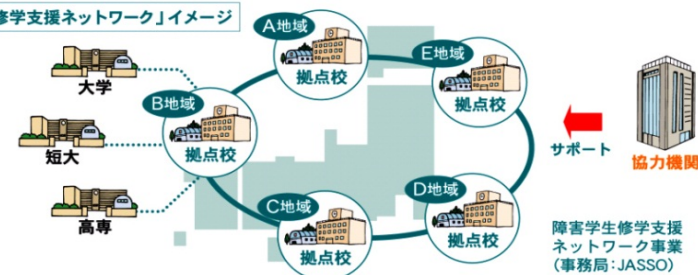
障害学生修学支援ネットワーク事業

☆日本学生支援機構が事務局となり、障害のある学生への支援に積極的な取組を行なっている大学を「拠点校」、障害者施策に関する専門的な研究を行なっている機関を「協力機関」として、ネットワークを構築し、相談事業等を行なうことで障害のある学生の修学環境の整備を目指す。

【拠点校】 9 大学

【協力機関】 1 大学 2 機関

「障害学生修学支援ネットワーク」イメージ



平成26年度学生生活支援事業について(1)

心の問題関係

<課題>

- ・発達障害・精神疾患・精神障害等の学生が急増する中で、学内・学外の連携強化等支援体制整備が急務。

発達障害学生数 H20:299人→H25:2,393人 【2,094人増】

精神疾患・精神障害等 H20:422人→H25:2,930人 【2,508人増】

出典：平成25年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査

(大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成25年度)より)

- ・学生に対する事件・事故の防止等に関する対応が困難な事項として大学全体では「メンタルヘルス」が41.8%で最も高い。
- ・学生相談に関する今後の課題として必要性が高いと思われる事項として大学全体では「精神的危機の状況にある学生への対応」が73.7%で2番目に多い。

心の問題と成長支援ワークショップ(※)

2回(9月・10月)

目的：レクチャー、グループワーク等を行い、学生支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの修得や実践面の向上を図る。

今後の方向性

- ・特に高い増加傾向にあり、大学等において対応に苦慮している発達障害・精神障害の学生に対する支援の充実が不可欠。また、国公立大学等は政府が策定した「基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に即した「対応要領」の作成が必要(平成27年度)。
- ・近年、我が国の自殺者数は減少傾向を続けているが、若者の自殺者数は横ばい。年代別の死因順位において、15～39歳の1位が自殺であり、これは先進主要国の中では日本のみ。性同一性障害やSNS等のインターネット利用に伴うトラブル等、困難を抱える学生の多様化、相談内容の複雑化に対応できる職員のスキルの向上が求められる。(特に心の問題関係)

平成26年度学生生活支援事業について(2)

キャリア・就職支援事業

<現状1> 我が国の大学生等のインターンシップ参加は、米・英・カナダ等に比べ極めて低い状況。(中長期の参加も少ない。)

日本：2.2% (23年度)、2.4% (24年度)、2.4% (25年度) (単位認定あり、学外実習を除く、学部学生の場合は当該数値の4倍程度) (就職白書2014によると、2014年大学学部卒業生の参加率は23.9%)

米国：米国での新卒採用のうち、インターンシップ経験者は、全体の約45%。

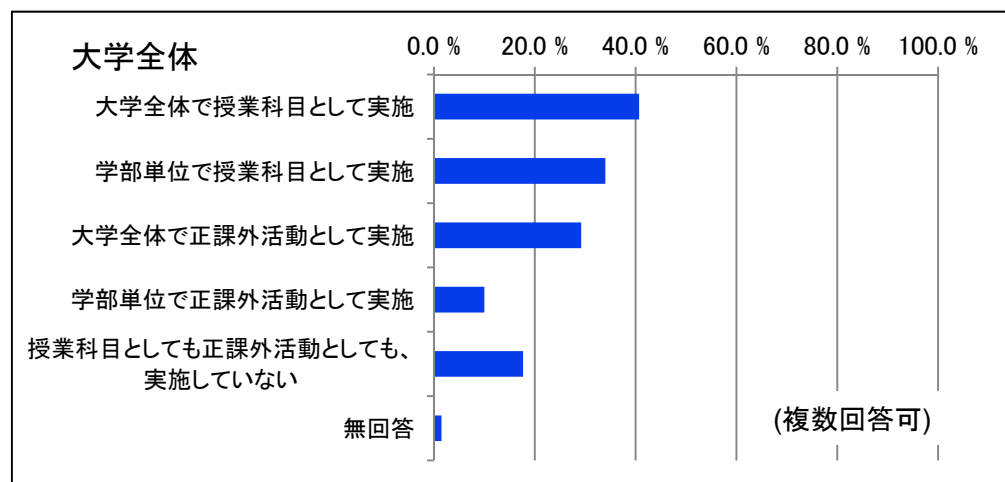
英国：43.4% (推計値：2011年のHEFCE (Higher Education Funding Council for England) のインターンシップ参加学生の調査報告による)

<現状2> 大学等による取組の格差が大きい。



インターンシップの実施状況

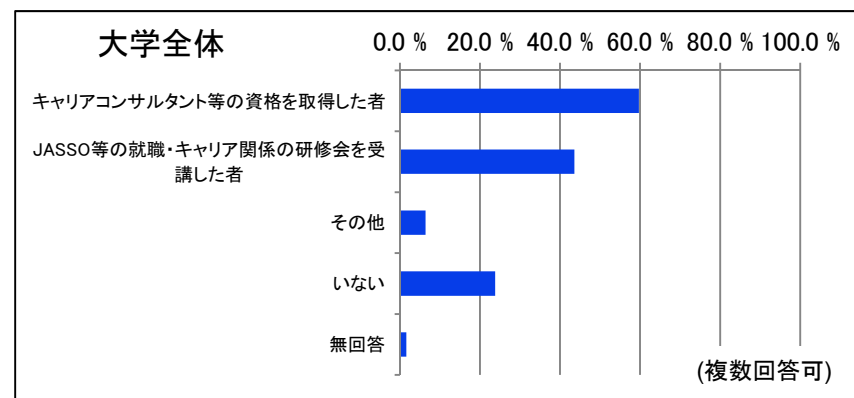
「大学全体で授業科目として実施」が約40%あるのに対して、「授業科目としても正課外科目としても実施していない」が17.7%ある。



(参考)

専門的な訓練を受けた担当者

「JASSO等の就職・キャリア関係の研修会を受講した者」が43.6%と、半数以上の学校が未受講となっている。



出典：大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成25年度)

平成26年度学生生活支援事業について(2)

平成26年度の取組

「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（【テーマB】インターンシップ等の取組拡大）」の全国推進組織として実施

インターンシップ等推進委員会において審議

インターンシップ 専門人材育成のための研修会

3回（6月・7月・9月）

☆事例発表、グループディスカッション等を内容とし、インターンシップ実務担当者を育成。

インターンシップに関する調査

☆大学等に対するインターンシップの実施状況調査。
☆学生に対するインターンシップ参加状況調査。

インターンシップに関する情報提供

☆テーマB採択大学等に対する、他地域の企業のインターンシップ受入情報の提供システムを構築。

全国キャリア・就職ガイダンス

1回（6月）

- ・行政説明（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）
- ・講演（就職問題懇談会）
- ・大学、企業におけるインターンシップ関係の事例紹介
- ・大学と企業の情報交換
- ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション
- ・外国人留学生の就職支援についてのセッション

対象：大学等のキャリア教育支援担当者、企業の人事担当者

キャリア・就職支援ワークショップ

2回（3月）

協力者会議において企画・実施

目的：レクチャー、先進事例等の分析、グループワークを通じ、学生支援を担当する教職員の実践面の向上を図る。

今後の方向性

○就職・採用活動開始時期の後ろ倒し、インターンシップに関する「産業競争力会議」での審議等を踏まえ、対応していくことが必要。

○事業の進め方

- ・学生の学力・分野・地域等のタイプごとに課題が異なるので、タイプを考慮した類型化を行い、大学等のニーズに合った効果的な支援が必要。
- ・管理者、教員、職員等の人材のタイプに応じた対応が必要。

平成26年度学生生活支援事業について(3)

学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

学生生活調査 (※)

(※) の調査については、それぞれの委員会において企画・実施

学生の生活状況を把握し、学生生活支援事業の充実に資するため隔年で実施。調査の集計結果は、政府における教育政策の実施、学生生活に関する調査研究や、報道関係の基礎的資料として活用。(文部省が昭和43年度に開始。こうした規模での学生生活全般についての調査は民間では実施していない。)

調査内容

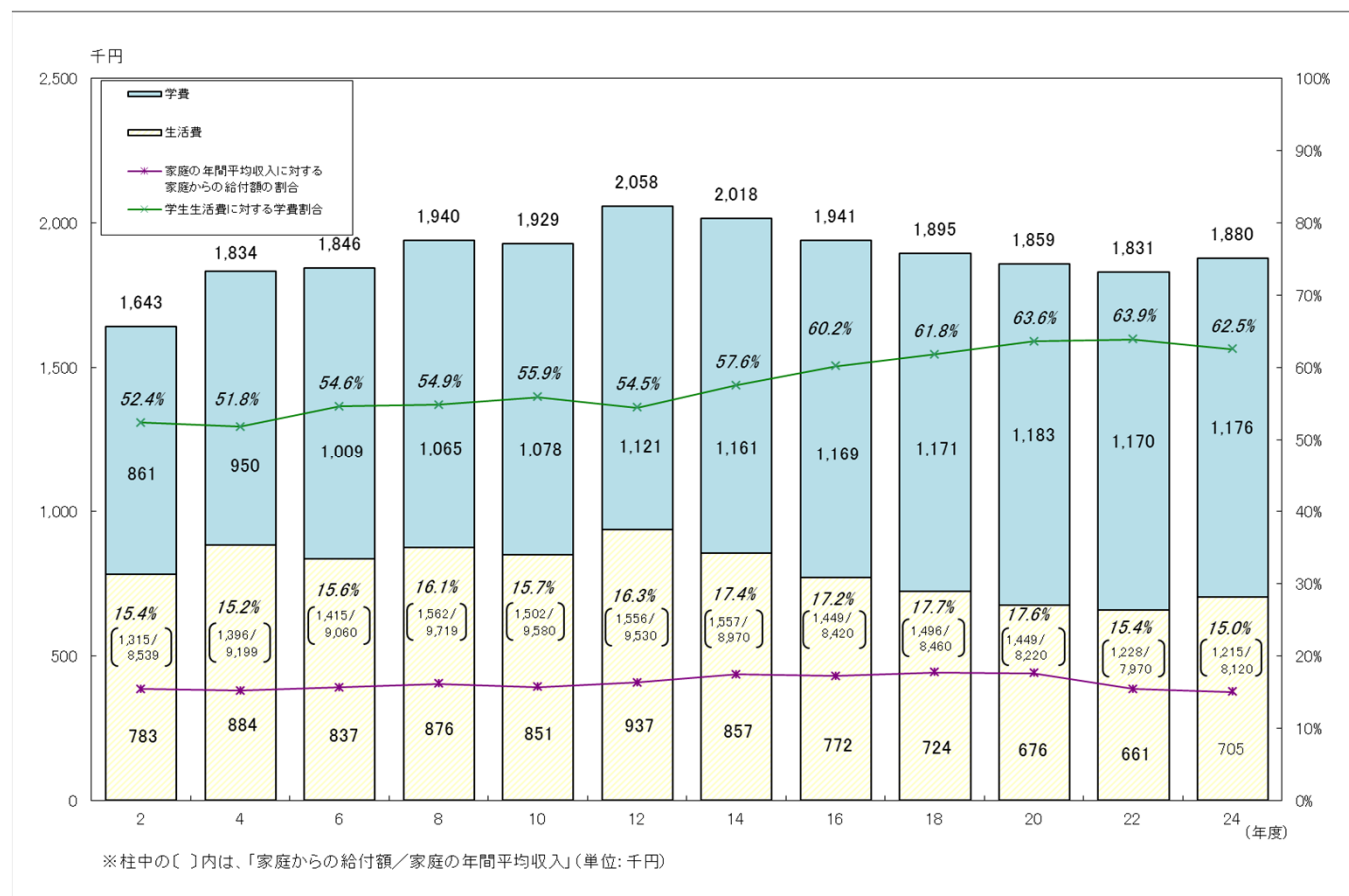
- ①経済状況
- ②生活状況
- ③インターンシップ参加状況
- ④学習状況(国立教育政策研究所と協力。平成27年度には学習状況と経済状況の関連性も分析予定。)

※③、④は平成26年度追加項目。

主な調査結果

1. 学生生活費の推移 (大学学部 昼間部)

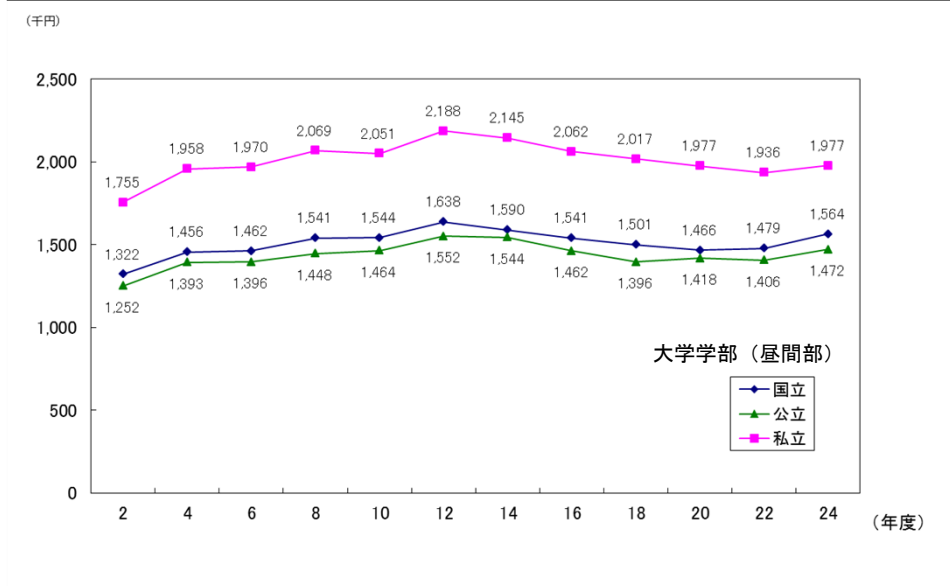
大学学部(昼間部)の学生生活費(学費と生活費の合計)は、平成22年度調査まで5期連続して減少していたが、平成24年度調査では平成22年度調査よりも増加。



平成26年度学生生活支援事業について(3)

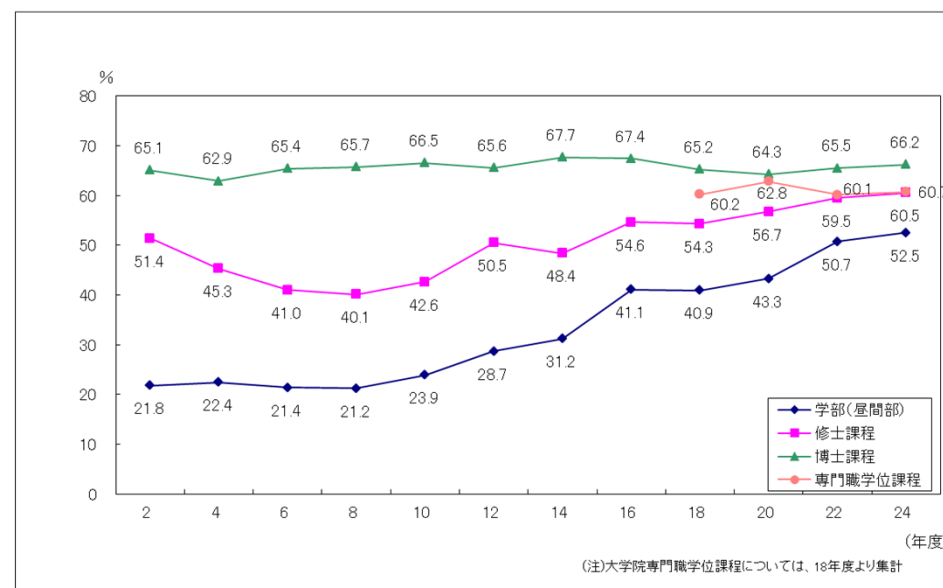
2. 設置者別学生生活費の推移 大学学部（昼間部）

私立が国公立より高くなっている。



3. 奨学金の受給状況の推移

機構や大学等の奨学金を受給している者の割合は、平成22年度調査に比べ、大学学部（昼間部）、大学院修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれも増加。



<課題> 調査結果の分析の充実と研究が課題。

平成26年度学生生活支援事業について(3)

大学等における学生支援の取組状況に関する調査 (※)

大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について調査。取組状況の実態を把握・分析し、各大学等の先進的取組を情報提供すること等を目的に実施。

調査内容

学生支援に関する組織等、修学支援、就職支援・キャリア支援、生活支援、課外活動支援／ピア・サポート／ボランティア、学生相談

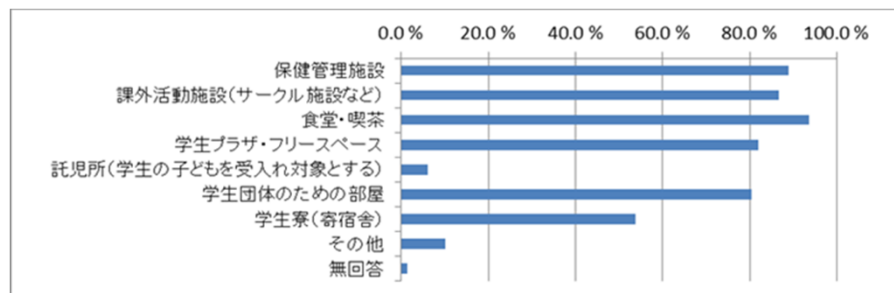
主な調査結果

1. 学生生活に関する施設の設置状況

近年増加している施設：「学生プラザ・フリースペース」→3.4ポイント増加の81.9%

「学生寮」→2.5ポイント増加の53.7%

「託児所」→2.3ポイント増加の6.2%



		保健管理施設	課外活動施設(サークル施設など)	食堂・喫茶	学生プラザ・フリースペース	託児所(学生の子どもを受入れ対象とする)	学生団体のための部屋	学生寮(寄宿舎)	その他	無回答
大学全体		89.0	86.7	93.6	81.9	6.2	80.5	53.7	10.1	1.4
大学	国立	97.6	95.3	96.5	88.2	28.2	85.9	90.6	23.5	1.2
	公立	92.2	85.7	97.4	74.0	6.5	81.8	33.8	3.9	0.0
	私立	87.3	85.6	92.7	82.0	2.9	79.5	51.0	9.0	1.6
短期大学		84.8	72.9	87.8	74.2	0.6	71.4	45.3	5.2	2.1
高等専門学校		88.9	94.4	98.1	72.2	1.9	87.0	90.7	1.9	1.9

【参考：前回(平成22年度)調査】

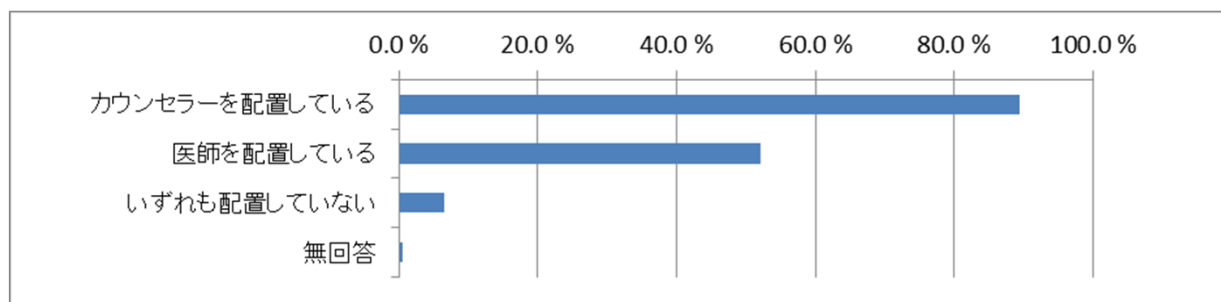
		保健管理施設	課外活動施設(サークル施設など)	寄宿舎	食堂・喫茶	売店	学生プラザ・フリースペース	ホール・講堂	託児所(学生の子どもを受入れ対象とするもの)	学生団体のための部屋	相談室・カウンセリングルーム	学生会館	就活プラザ	その他
大学全体		88.3	88.4	51.2	94.5	87.9	78.5	78.7	3.9	80.1	92.4	34.9	40.0	3.3
大学	国立	97.6	95.2	89.3	97.6	94.0	84.5	78.6	16.7	86.9	94.0	75.0	65.5	3.6
	公立	88.3	92.2	31.2	93.5	93.5	71.4	87.0	2.6	85.7	92.2	36.4	51.9	5.2
	私立	86.9	86.9	48.2	94.2	86.2	78.6	77.6	2.1	78.3	92.2	28.8	34.6	3.0
短期大学		82.0	74.7	42.7	89.3	72.2	67.4	76.4	1.1	69.9	89.9	19.9	32.3	3.1
高等専門学校		96.2	94.3	94.3	100.0	94.3	47.2	52.8	1.9	81.1	98.1	37.7	18.9	1.9

平成26年度学生生活支援事業について(3)

2. カウンセラーおよび医師の配置状況

○大学のカウンセラー配置率 → 前回調査から1.4ポイント増加の89.3%。

○医師の配置率 → 前回調査から3.0ポイント減少の52.0%



		カウンセラーを配置している	医師を配置している	いずれも配置していない	無回答
大学	集計	89.3	52.0	6.5	0.5
大学	国立	95.3	92.9	0.0	0.0
	公立	87.0	39.0	6.5	2.6
	私立	88.7	47.7	7.5	0.3
短期大学		80.2	28.6	15.8	1.8
高等専門学校		98.1	61.1	0.0	1.9

【参考: 前回(平成22年度)調査】
カウンセラー(非常勤を含む)の配置状況

		配置している	配置していない	無回答
大学	全体	87.9	11.6	0.5
大学	国立	92.9	7.1	0.0
	公立	88.3	11.7	0.0
	私立	87.1	12.2	0.7
短期大学		76.4	23.0	0.6
高等専門学校		100.0	0.0	0.0

医師配置状況

		配置している	配置していない	無回答
大学	全体	55.0	44.4	0.6
大学	国立	90.5	9.5	0.0
	公立	46.8	53.2	0.0
	私立	50.9	48.4	0.7
短期大学		30.9	68.5	0.6
高等専門学校		39.6	60.4	0.0

<課題> 学生支援の先進的取組の情報提供の充実が必要。

平成26年度学生生活支援事業について(3)

喫緊課題セミナー

各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた好事例等を紹介。

平成26年度は「悪質商法の被害の現状と対策」セミナーを開催

最近大学生等が、「アンケート調査」と称しての高額化粧品の売りつけや、マルチ商法による高額な投資用DVD販売、インターネットでの勧誘による詐欺アプリ販売などにより被害を受けるケースが急増していることから、消費者被害をテーマに開催。

【参考：過去のテーマ】

平成25年度 中途退学、休学、不登校の学生に対する取組
平成24年度 自殺・飲酒・カルトに関連する取組
平成23年度 防災教育と学生ボランティア支援
平成22年度 薬物乱用防止

<課題>大学生等が犯罪の加害者・被害者の双方になることが最近問題になっていることから、今後リスク対応という視点が重要。